

**職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 小学校1年生の子を養育する職員が、当該子を養育するために1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる「子育て応援部分休暇」を新設するため、条例の一部を改正するものである。

**職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案**

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年11月国立市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条の13の次に次の1条を加える。

（子育て応援部分休暇）

第10条の14 任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員が小学校就学の始期に達する日から満7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められるときは、当該職員の請求により、子育て応援部分休暇を与えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(国立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 国立市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月国立市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条中「又は同条例」を「、同条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は同条例第10条の14の規定による子育て応援部分休暇」を加え、「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て応援部分休暇」に改める。